# 「長野県労働問題審議会」の概要

### 1 設置根拠

長野県附属機関条例 (令和2年3月19日長野県条例第3号)

### 2 任務

次の事項について調査審議を行います。

- ① 労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項
- ② 上記のほか、国の施策と相まって行う雇用に関する緊急かつ重要事項

## 3 委員

(1)人数及び構成

労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各5人

(2) 任期

2年

## 4 会長等

(1) 会長

学識経験者である委員のうちから、委員が互選

(2) 会長代理

学識経験者である委員のうちから、あらかじめ会長が指名

### 5 近年の開催状況

年度	議題
平成 29 年度	第1回 労働情勢の現状と課題
	第2回 次期総合5か年計画(案)について
平成 30 年度	第1回 最近の労働雇用情勢について
	第2回 多様な人材の労働参加について
令和元年度	第1回 最近の経済・雇用情勢について
	第2回 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の見直し
	について
令和2年度	最近の雇用情勢について
(書面開催)	新型コロナウイルス感染症への対応について
令和3年度	経済・雇用情勢について
	労働・雇用環境への影響と課題について
	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の刷新について